

介護予防・日常生活支援総合事業
第一号訪問事業
重 要 事 項 説 明 書



株式会社LiNK
訪問介護ステーションりんく

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業 重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 LiNK
主たる事務所の所在地	〒563-0043 池田市神田一丁目3番11号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 板野 純平
設立年月日	平成28年6月6日
電話番号	072-737-7197

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護ステーションリンク	
サービスの種類	訪問型サービス(第1号訪問事業)	
事業所の所在地	〒563-0043 池田市神田一丁目3番11号	
電話番号	072-737-7197	
指定年月日・事業所番号	平成26年8月1日指定	2772501975
通常の事業の実施地域	池田市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号事業を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、12月30日から1月3日を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後6時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
サービス提供責任者	常勤 1人
訪問介護員	非常勤 7人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた額となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)の利用料

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス (独自)Ⅰ (1月につき)	週1回程度の利用が必要な場合	12,747円 ／月	1,275円	2,550円	3,825円
訪問型サービス (独自)Ⅱ (1月につき)	週2回程度の利用が必要な場合	25,463円 ／月	2,547円	5,093円	7,639円

訪問型サービス (独自)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の利用が必要な場合	40,400円 ／月	4,040円	8,080円	12,120円
訪問型サービス (独自)Ⅳ (1回につき)	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3,111円 ／回	312円	623円	934円
訪問型サービス (独自)Ⅴ (1回につき)	生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)	1,940円 ／回	194円	388円	582円
訪問型サービス (独自)Ⅵ (1回につき)	生活援助が中心である場合(45分以上)	2,384円 ／回	239円	477円	716円
訪問型サービス (独自)短時間 (1回につき)	短時間の身体介護が中心である場合	1,766円 ／回	177円	354円	530円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本 利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問独自 初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,168 円	217円	434円	651円
訪問独自 生活機能向上連 携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーションの理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービス提供した場合	1,084 円	109円	217円	326円
訪問型サービス 処遇改善加算Ⅰ ※	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算	245/ 1000	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

利用予定日の当日にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護相当サービスで、利用料が月単位の定額の場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	当日	キャンセル料	1,500円
----------	----	--------	--------

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直後の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直後の平日)までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び池田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	072-737-7197
	面接場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	池田市福祉部地域支援課	電話番号 ０７２－７５４－６２５６
	大阪府国民健康保険団体連合会	電話番号 ０６－６９４９－５４１８

１２．提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	－
実施した評価機関の名称	－
評価結果の開示状況	－

１３．虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 板野 純子
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 虐待の防止のための指針を整備しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。

(6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

(7) 介護相談員を受入れます。

(8) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親戚・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１４．身体拘束適正化について

事業者は、利用者の生命・身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 従業者に対する身体拘束等適正化のための研修を定期的実施します。

(2) 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催します。

(3) 身体拘束等適正化のための指針を作成します。

１５．業務継続計画の策定等

(1) 感染症及び災害に係る業務継続計画を作成し、定期的に見直し・変更を行います。

(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、定期的に訓練を実施します。

16. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、テレビ電話等も活用し、おおむね6月に1回以上開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17. ハラスメント対策等

- (1) ハラスメント防止のための指針を作成します。
- (2) ハラスメント防止のための研修を定期的実施し周知徹底を図ります。
- (3) ハラスメント相談に対応する窓口を設置します。

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業所からの申し出により、曜日の変更及び時間変更、または利用の中止をお願いする場合があります。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地

事業者(法人)名 株式会社LiNK

代表者職・氏名 代表取締役 板野 純平

説明者職・氏名 サービス提供責任者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受けました。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

署名代行者(又は法定代理人)

住 所 _____

本人との続柄 _____

氏 名 _____

立 会 人 住 所 _____

氏 名 _____

STOP!カスタマーハラスメント！

介護・看護サービスの利用者やそのご家族の皆さまへのお願い

次のような行為は、介護職員・看護師等の心身に影響を及ぼすばかりでなく、離職につながることもあり、利用者ご自身のサービスの提供にも支障をきたすことになりかねません。

状況によっては、介護・看護サービスの提供が終了となる場合があります。

介護職員・看護師等が安心して働くことができる環境づくりに、ご理解とご協力をお願いします。



©2014 大阪府もずやん

分類	例
身体的暴力 	つねる、たたく、蹴る、ものを投げつける、つばを吐く、手を払いのける
精神的暴力 	大声を出す、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、特定の職員にいやがらせをする、無視する、「この程度で当然」と理不尽なサービスを要求する
セクシュアルハラスメント 	ヌード写真を見せる、卑猥な言動を繰り返す、下半身を丸出しにする、抱きしめる、必要もなく体をさわる
その他 	特定の職員につきまとう、長時間の電話、利用者や家族が事業所等に対して理不尽な苦情を申し立てる

以下の言動は、「カスタマーハラスメント」ではなく別の問題として対応が必要です。

○認知症等の病気または障害の症状として現れた言動（BPSD※等）は、医療的なケアが必要です。

※BPSDとは、認知症の行動症状（暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等）・心理状況（抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等）のこと

※認知症等の病気または障害の症状として現れた言動や行動（BPSD等）については、より良いケアにつながるよう、介護サービス事業所や介護施設がケアマネジャー、主治医等医療機関と相談して対応していきます。

○利用料金の滞納は、債務不履行の問題となります。

参照：「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」令和3年度厚生労働省補助事業

○発行 大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

○監修（50音順）

大阪府医師会 大阪介護支援専門員協会 大阪介護福祉士会 大阪介護老人保健施設協会 大阪府看護協会
大阪府社会福祉協議会老人施設部会 大阪弁護士会 大阪府訪問看護ステーション協会